

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応 について（お知らせ）

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国の緊急事態宣言につきましては、3月21日（日）をもって、解除される見込みとなりましたことから、解除後の保育所等の対応につきまして、次のとおりお知らせいたします。

なお、今後、状況が変化した場合につきましては、別途対応をお知らせさせていただきますのでご承知おき下さい。

【緊急事態宣言の解除に伴う保育所等の対応について】

感染予防の観点から、ご家庭での保育が可能な場合について実施していた、1日単位の保育料の返金につきましては、宣言の解除をもって終了させていただきます。保護者の皆様には、ご家庭での保育にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

次の事項につきましては、引き続きご留意いただきますようお願いいたします。

- 毎朝の検温や風邪症状の確認等、お子様の健康観察にご留意いただくとともに、家庭内感染のリスクを踏まえ、お子様本人だけに限らず、同居のご家族等に発熱等の体調不良が認められる場合についても、お子様の登園を控えていただきますようご協力をお願いします。
- お子様を含めたご家族の方につきまして、感染が疑われ、PCR検査等を受けられる場合は、速やかに利用されている施設にご連絡ください。
- お子様や職員等の施設の関係者が新型コロナウイルスに感染した場合は、一定期間、臨時休園とさせていただく場合があります。臨時休園の実施や期間等につきましては、感染状況や保健所の指示等を踏まえ、決定させていただきます。
- お子様や保護者の方が濃厚接触者に特定された場合は、保健所から示された経過観察期間は登園できません。

以上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班

電話 042-769-8340（直通）